

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成 28 年3月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年3月8日

長野県企画振興部先端技術活用推進課長

1 業務の概要

(1)業務名

長野県DX戦略推進のためのアドバイザー業務

(2)業務の目的

本県では、昨年7月、長野県DX戦略を策定し、デジタル技術とデータの活用により新たな価値を創造し、本県を Society 5.0 時代における魅力ある地域とするため、県内におけるDXの実現に向けて取り組んでいる。

本業務では、県民生活、産業及び行政の各領域のDXを推進するため、デジタル技術及びデータ利活用に関する最新かつ幅広い領域の情報、当該情報に対する客観的な意見及び評価についての情報提供並びに県のDX施策に対する助言を得ることを目的とする。

2 業務内容

(1)アドバイザー

県からの県民生活、産業及び行政の各領域のDXに関する問合せや相談に対し、統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査した結果を基に、データや客観的視点を持って分析した上で、県に対し回答や助言を行うこと。

(2)ドキュメントレビュー

県からの県民生活、産業及び行政の各領域のDXに関する施策立案やシステム発注に関する仕様書類等のドキュメントについて、統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査した結果を基に、データや客観的視点を持ってレビューを行うこと。

(3)レポートの閲覧

デジタル技術及びデータ利活用に関する統計データ、DX・デジタル技術に関する世の中の傾向、国及び地方公共団体並びに民間における活用事例、製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等について調査したレポートを県の登録されたユーザーが自由に閲覧できる状態にすること。

(4) 仕様

別添1 仕様書(案)のとおり。

なお、仕様書(案)の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容

ア 実施内容

(ア) アドバイザリー業務の実施内容

(イ) ドキュメントレビュー業務の実施内容

(ウ) レポート閲覧業務の実施内容

(エ) 国、地方公共団体、民間企業等における同種の履行実績

イ 実施体制

(ア) 実施体制

(イ) スケジュール

ウ 必要経費

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。

なお、経費の合計額は(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

(8) 費用の上限額

6,600,000 円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

※令和3年度長野県一般会計予算における予算計上を前提とする。

3 応募資格要件

本件に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第8の企画提案書の提出から第19の契約までの手続きは無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び住民税(個人の市町村民税・県民税)を滞納していないこと。

(6) 長野県企画振興部先端技術活用推進課で行う打合せ等に参加できる者であること。

4 参加申込書の作成・提出

本件に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((3)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1)参加申込書の作成様式

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 参加要件具備説明書類総括書(様式第1号の附表)
- ウ 誓約書(様式第1号附表添付書類)

(2)担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県企画振興部先端技術活用推進課 担 当 居鶴吾郎 電話番号 026-235-7146 ファクシミリ 026-235-0517 メールアドレス sentan@pref.nagano.lg.jp
--

(3)参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限

令和3年3月23日(火)午後5時。

(土曜日、日曜日及び休日*は除く、提出時間は午前9時から午後5時まで)

(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参によります。

なお、郵送の場合は、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限りします。

提出した際は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4)応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5)非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(7(5)ア)の3日前までに、応募資格要件非該当通知書(様式第3号)により企画振興部先端技術活用推進課長(以下「課長」という。)から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含む。ただし、10日目日が休日の場合は、休日明け。)以内に、書面(様式自由)により課長に対して非該当理由について説

明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含む。ただし、10 日目が休日の場合は、休日明け。)以内に電子メールにより回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4(2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。

(6)その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1)受付場所

4(2)に同じ。

(2)受付期間

公告日から令和3年3月 16 日(火)午後2時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3)受付方法

業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより先端技術活用推進課まで提出するものとします。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。

(4)回答方法

企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年3月 19 日(金)までに業務等質問回答書(様式第5号)により長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成、提出等

(1)作成様式

企画提案書(様式第6号)によります。

(2)作成様式

企画書(様式第6号の附表)によります。

(3)留意事項

ア 様式第6号の附表の「4 必要経費」記載欄は、経費の合計額は1(6)に示す費用の上限額以内となるように記載してください。

イ 様式第6号の附表の「5 再委託の予定」又は「6 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所

4(2)に同じ。

ア 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

イ 受付方法

業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより提出するものとします。

ウ 回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とします、質問者に対しては電子メールにより回答します。

(5) 提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和3年3月23日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出部数

6部(原本1部、副本5部)

エ 提出方法

郵送または持参によります。

なお、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限りです。

提出した際は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(6) 選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定します。

審査項目	審査内容	配点
1 実施内容 (75点)	(1) アドバイザリー業務の実施内容が効果的かつ合理的な手法であるか。	20
	(2) ドキュメントレビュー業務の実施内容が効果的かつ合理的な手法であるか。	20
	(3) レポートの閲覧業務の実施内容が効果的かつ合理的な手法であるか。	20
	(4) 国、地方公共団体、民間企業等において同様の業務を履行した実績を有し、本業務に生かせるか。	15
2 業務の実施体制 (20点)	(1) 事業が適切に行える体制が整っているか。	10

	(2)事業の実施スケジュールが現実的であるか。	10
3 業務に要する経費及びその内訳 (5点)	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか。	5
合 計		100

(7)選定方法

- ア 企画提案の配点の合計点が最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点未満の場合は選定しません。
また、全審査委員の採点結果において「劣る」の採点があった者は、原則として選定しません。
- イ 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出された企画提案書の内容について審査を行います。
なお、プレゼンテーションは実施しません。

(8)選定者及び非選定者への通知並びに公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書(様式第9号)により課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書(様式第10号)により課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第11号)及び企画提案審査委員会評価書(様式第7号)を長野県公式ホームページに掲載します。

(9)非選定理由に関する事項

- ア (8)アの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け)以内に、書面(様式自由)により課長に対して非選定理由について説明を求められます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け)に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所
4(2)に同じ。
 - (イ) 受付時間
上記アの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10)留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添2 契約書(案)のとおり。

※契約は、令和3年度長野県一般会計予算における予算計上を前提とします。

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、休日明け)以内に、見積書(要領様式第 12 号)により課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
4(2)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。